

お客さま各位

新宮信用金庫

定期預金規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和2年9月1日より、定期預金の期限前解約利率の計算方法にかかる規定を改定し、「小数点第3位以下を切捨て」する方法から「小数点第4位以下を切捨て」する方法に変更いたします。

なお、改定後の期限前解約利率の計算方法が適用されるのは、令和2年9月1日以降、新規にお預け入れいただいた定期預金等（自動継続の場合は自動継続後の定期預金等）です。

記

1. 改定する定期預金規定

- ・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（自動継続スーパー定期）
- ・期日指定定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・自由金利型定期預金規定（大口定期）
- ・自動継続自由金利型定期預金規定（自動継続大口定期）

2. 改定内容

- ・期限前解約利率（預入日から解約日までの期間に応じた利率）の小数点以下の取扱い

変更前	小数点第3位以下は切捨てます。
変更後	<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>

3. 改定日

令和2年9月1日（火）

規定の改定内容等、詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

◇ 改定後の定期預金規定一部抜粋「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」

2.（利息）

- （3）この預金を満期日前に解約する場合および後記「定期預金共通規定」第2条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。

以 上